

令和2年度 平川市立平賀東中学校いじめ防止基本方針

『平川市いじめ防止基本方針（平成30年3月改訂）を受けて』

1 学校いじめ防止基本的方針策定に当たっての学校の考え（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深め行動することを目指し、安心して学校生活を送れるよういじめ撲滅に向け取り組む。

この基本理念実現のため、**校長のリーダーシップのもと、全教職員の共通理解、保護者・地域・関係機関等との連携**を図りながら、学校全体でいじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を目指して全力で取り組む。

2 いじめとは

(1) 「いじめ」の定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第二条から）

(2) 本校における「いじめ」のとらえ方

- ① いじめはどの子どもにも、どの学級やどの集団にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人の気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。

※けんかやふざけあいであっても、背景にある事情調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- ④ いじめはいじめられる側には非がない。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの一般様態

- ① 言葉での脅しや冷やかす、悪口や嫌なことを言われたり、からかいを受ける。
- ② 集団から無視され、話しかけても相手にしてもらえない。
- ③ 係や選手決めなどで、ふざけ半分に推薦される。
- ④ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑥ 金品をたかられたり、使い走りをさせられたりする。
- ⑦ 恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする。

- ⑧ 持ち物や金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑨ 持ち物が、他人の靴箱や机などに入れられている。
- ⑩ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 校内体制について

「いじめ防止等の対策のための組織」モデル参照

4 いじめの未然防止について

- (1) 学業指導の充実
 - ・規範意識、帰属意識を高める集団づくり
 - ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- (2) 特別活動、道徳教育の充実
 - ・学級活動における望ましい人間関係づくりの活動
 - ・ボランティア活動の充実
 - ・人権意識の高揚
- (3) 教育相談の充実
 - ・全校生徒対象の教育相談週間の実施（4月、11月）
※「いじめ防止教育年間指導計画 平川市立平賀東中学校」を活用。
- (4) 保護者・地域との連携
 - ・民生委員との協議会の実施（7月）
 - ・保護者との二者面談（1、2年）、三者面談（3年）を実施（7～8月）
保護者との三者面談（全校）を実施（11～1月）
 - ・学校だよりの活用

5 いじめの早期発見について

- (1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「いじめ発生時対策組織（いじめ・不登校対策委員会）」を機能させ（平成30年4月より義務化）、速やかに対応する。また、常日頃から生徒の生活実態について、アンケートの実施、個別面談及び日記の活用等を工夫したきめ細かい把握に務め、子どもが発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。その際、一部の教職員が情報を抱え込み、対応が遅れることがないように、複数の教職員で確認し、情報を共有する。また、教職員がいじめを見抜く目や立ち向かう姿勢などが弱くなっていないかなど、教職員のあり方を今一度見直すとともに、生徒の変化を敏感に察知するなどの認知能力を高める校内研修等に取り組み、学校が一丸となった体制づくりに努める。

- (2) 生徒アンケートの実施
全校生徒対象に、毎月実施する。
- (3) 保護者との連携
学級担任と保護者、学期に1回顔を合わせる機会を活用する。

6 評価（PDCAサイクルによる実践）

P（計画）→4月（職員会議において、基本方針と対策について共通理解する。）

D（実践）→学級指導、道徳、教育相談、二者面談、アンケート調査の計画的実施。

C（具体的評価）→・定例職員会議（毎月）

・学校評議員会（7月、2月）

・生徒アンケート（毎月）

・保護者アンケート（10月）

・教職員アンケート（2月）

A（改善）→職員会議（2月）における総括と次年度計画。

7 その他

(1) ネット上のいじめへの対応

① ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

② 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、情報モラル教育を全校と保護者を対象におこなったうえで、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

ご家庭で協力していただきたいこと

・**子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭**であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと。特に**携帯電話を持たせる必要性について検討すること。**

・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。

・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

・**家庭において、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づいたときは、躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること。**

③ 早期発見・早期対応のために

・書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。

・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多いため、警察等の関係機関との連携を図る。

・被害の拡大を防ぐため、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

いじめに関する対応の組織（※関連する条項も記載）

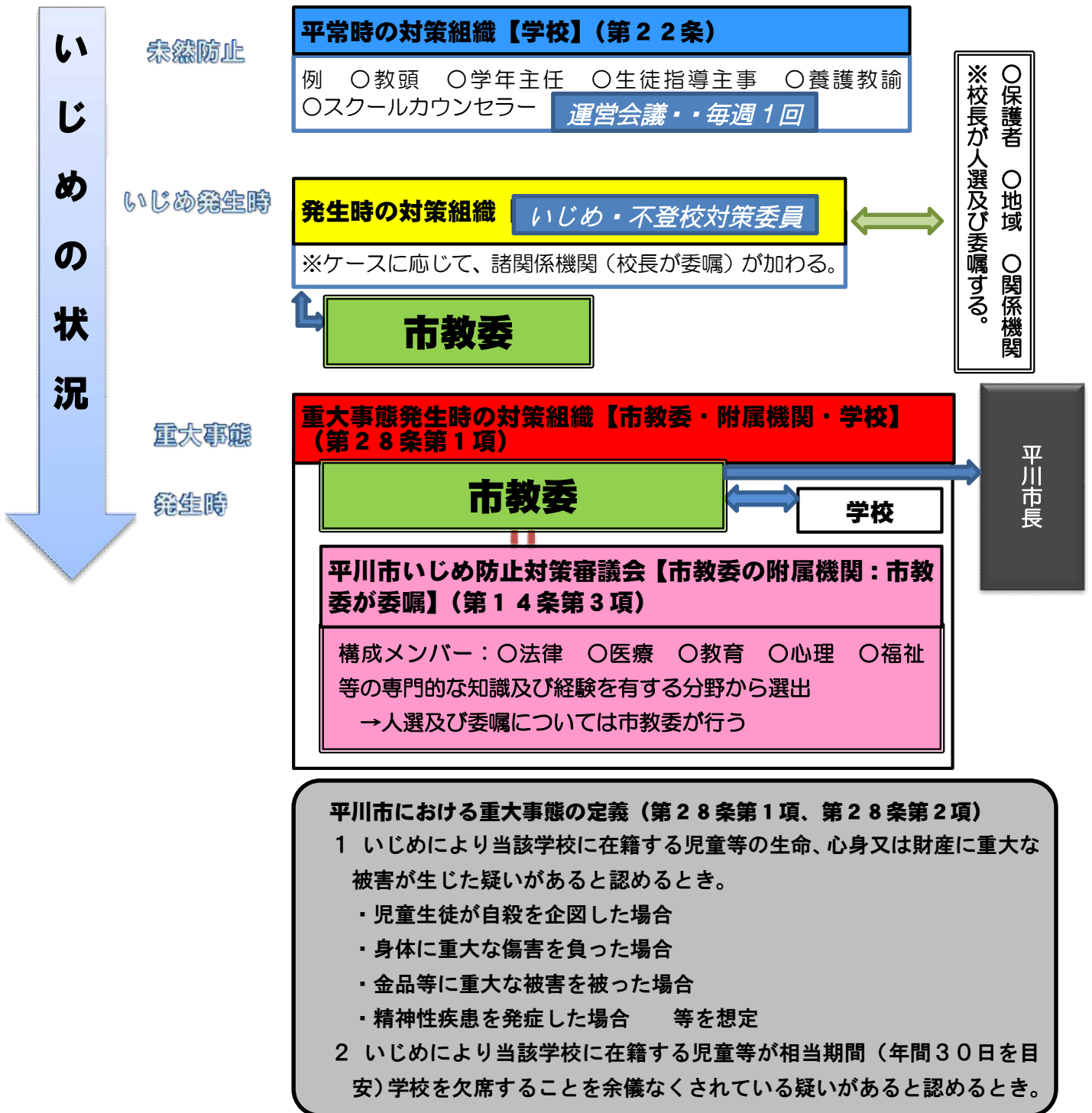
① いじめ問題解決をすすめる諸関係機関等の連携強化を図る組織

市教委

平川市いじめ問題対策連絡協議会（第14条第1項）

- 校長会 ○市教委 ○健康福祉部 ○児童相談所 ○警察
- 民生委員・児童委員 ○人権擁護委員 ○市連合PTA
- 市教委が必要と認める者→人選及び委嘱については市教委が行う

② いじめ問題解決に取り組むための実行的な組織



平川市における重大事態の定義（第28条第1項、第28条第2項）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性疾患を発症した場合 等を想定
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

